

公益社団法人 鳥取県西部医師会定款

目 次

第1章 名称及び事務所	(第1条—第2条)
第2章 目的及び事業	(第3条—第4条)
第3章 会員	(第5条—第12条)
第4章 代議員	(第13条—第16条)
第5章 代議員会	(第17条—第29条)
第6章 役員	(第30条—第39条)
第7章 参与及び顧問	(第40条—第41条)
第8章 理事会及び常任理事会	(第42条—第48条)
第9章 裁定委員会	(第49条—第55条)
第10章 委員会	(第56条)
第11章 団体契約及び意見表明	(第57条—第58条)
第12章 資産及び会計	(第59条—第66条)
第13章 定款の変更及び解散	(第67条—第68条)
第14章 事務局	(第69条)
第15章 雑則	(第70条—第73条)

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県西部医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を米子市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び都道府県医師会並びに郡市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 地域住民への公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (3) 地域保健、学校保健及び産業保健の向上に関する事項
- (4) 地域医療の推進発展に関する事項
- (5) 救急医療及び災害医療の充実に関する事項
- (6) 医師の生涯研修に関する事項
- (7) 医学教育の向上に関する事項
- (8) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (9) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (10) 保険医療の充実に関する事項
- (11) 医事法規の整備に関する事項
- (12) 医療施設の整備に関する事項
- (13) 医業経営の安定及び医療従事者の労働環境の改善に関する事項
- (14) 会員の相互扶助に関する事項

- (15) 医師会相互の連絡調整に関する事項
 - (16) 鳥取県西部医師会急患診療所の設置運営に関する事項
 - (17) その他本会の目的を達成するため必要な事項
- 2 前項の事業は、鳥取県西部地区及び県内のその他の地域において行うものとする。

第3章 会員 (組織)

第5条 本会は、次条及び第7条第1項並びに同条第4項の規定により入会した医師をもって構成する

(会員の資格)

- 第6条 本会会員（以下「会員」という。）は、米子市、境港市、西伯郡（日吉津村、大山町、南部町、又は伯耆町）、又は日野郡（日南町、日野町、又は江府町）において就業所又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同した医師とする。
- 2 会員は鳥取県医師会及び日本医師会の会員となることができる。

(入会、異動及び退会)

- 第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、その届出をしなければならない。
- 4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第11条第1項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び特別会費)

- 第8条 会員は、会員になった時及び毎年、本会所定の入会金、会費及び特別会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。
- 2 会費等の額並びにその徴収方法は、第18条による代議員会の決議を経て、別にこれを定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免することができる。

(会員の本務)

- 第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように務めなければならない。
- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

- 第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる社員と同様に本会に対し行使することができる。
- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

（会員の制裁）

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長は当該会員を処分することができる。
- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
 - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項の処分は、戒告又は除名とする。
- 3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
- 4 除名は、会長が代議員会の決議を経て行う。この場合において、その会員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第2項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。
- 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告するものとする。

（会員資格の喪失）

- 第12条 会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失うものとする。
- (1) 第8条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 当該会員が任意退会又は死亡したとき
 - (3) 前条（会員の制裁）の規定に基づく除名処分を受けたとき
- 2 本会会員が日本医師会又は鳥取県医師会の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。

第4章 代議員

（代議員）

- 第13条 本会に代議員を置く。その員数は概ね会員13名に1名の割合をもって選出する。
- 2 前項の代議員をもって一般法人法上の社員とする。

（代議員の選任）

- 第14条 代議員を選出するため、別に定めるところにより、会員による選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 2 代議員の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、後任の代議員の選出を行うものとする。
- 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代議員の任期）

- 第15条 代議員の任期は、選出後最初に到来する4月1日より2年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、

第268条、第278条、又は第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない(当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。)

- 3 代議員の任期が終了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の資格の喪失)

第16条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

- 2 代議員は、第12条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

第5章 代議員会

(代議員会)

第17条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項の代議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(代議員会の権限)

第18条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項の承認
 - (2) 会費等の賦課徴収及び減免に関する事項
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任又は解任
 - (5) 会長、副会長及び常任理事の選定又は解職
 - (6) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
 - (7) 定款の変更に関する事項
 - (8) 解散及び残余財産の処分に関する事項
 - (9) 理事会が付議した事項
 - (10) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
 - (1) 第61条第1項に定める事業計画書、収支予算書等
 - (2) 第62条第2項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

(定例代議員会及び臨時代議員会)

第19条 代議員会は定例代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

- 2 定例代議員会は、毎年度6月に1回開催する。但し時宜により会期を変更することができる。
- 3 臨時代議員会は必要がある場合に開催する。
- 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(招集)

第20条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、すべての代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対して、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時代議員会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項の請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選任)

- 第21条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。
- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
 - 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

- 第22条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

- 第23条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(議決権)

- 第24条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

- 第25条 代議員会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第26条 代議員会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の代議員を代理人として議決権を行使させることができる。

(役員の出席・説明義務)

- 第27条 役員は代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

- 第28条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席代議員のなかから議長が指名した2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(代議員会の議事規則)

第29条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に定める。

第6章 役員

(役員)

第30条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、2名を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

2 代議員会は、会長、副会長及び常任理事を選定及び解職する。

(理事の職務)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議により、本会の業務を執行する。

4 常任理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く）を代行する。

6 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、常任理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く）を代行する。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員親族等割合の制限)

第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（役員解任）

第36条 理事又は監事は、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員報酬）

第37条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（役員責任免除）

第38条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、全ての代議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（外部役員責任限定契約）

第39条 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 参与及び顧問

（参与）

第40条 本会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、代議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会務に参画し理事会及び代議員会に出席することができる。
- 4 参与の任期は、第34条第1項（役員任期）の規定を準用する。

（顧問）

第41条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じて会長からの相談に応じ、代議員会に出席することができる。
- 4 顧問の任期は、第34条第1項（役員任期）の規定を準用する。

第8章 理事会及び常任理事会

（理事会）

第42条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第43条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 一般法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく一般法人法第111条第1項の責任の免除

(開催)

第44条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第48条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が常任理事会を招集し、その議長となる。
- 4 常任理事会は、理事会又は会長から付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。
- 5 常任理事は、前項の決定について理事会に報告するものとする。

第9章 裁定委員会

(裁定委員会)

第49条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第50条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第51条 裁定委員の任期は、第34条(役員の任期)第1項及び同条第2項の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第52条 裁定委員は、本会の役員、代議員、参与及び顧問並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第53条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第7条(入会、異動及び退会)第4項の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第11条(会員の制裁)第1項に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第54条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第55条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第56条 会長又は理事会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第11章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第57条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第58条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第12章 資産及び会計

(本会の経費)

第59条 本会の経費は、入会金、会費、特別会費、賛助金、寄付金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第60条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。

(事業計画及び収支予算)

第61条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第62条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定例代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借貸借表は、定例代議員会終結後、遅滞なく広告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第63条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第64条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第65条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第66条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第62条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第67条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第68条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第14章 事務局

(事務局)

第69条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
- 3 事務長は、会長が理事会の承認を経て、任免する。
- 4 事務局の運営に関しての必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定める。

第15章 雑則

(公益目的取得財産残額の贈与)

第70条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第71条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(公告の方法)

第72条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

(委任)

第73条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
 - 1-1 この定款は、令和元年6月17日から施行する。（第30条第1項関係）
 - 1-2 この定款は、令和2年4月1日から施行する。（第4条関係）

(代議員に関する措置)

- 2 この法人の最初の代議員は、別表第1に記載する者とする。

(会長等に関する措置)

3 この法人の最初の会長、副会長、及び常任理事は別表第2に記載する者とする。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第60条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度(以下「旧事業年度」という。)の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

別表 1 (附則 2関係) この法人の最初の代議員

氏 名	住 所
池 淵 滋 雄	鳥取県境港市京町96
石 川 直	鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目10-30
井 田 尚 志	鳥取県米子市東町228
市 場 和 志	鳥取県境港市湊町153
稲 賀 潔	鳥取県境港市上道町926
岩 本 好 吉	鳥取県米子市尾高3040-5
上 榊 次 郎	鳥取県米子市安倍38-2
岡 空 輝 夫	鳥取県境港市浜ノ町127
川 谷 俊 夫	鳥取県米子市東福原8丁目21-43
来 海 秀 和	鳥取県西伯郡大山町富長838-2
木 村 修	鳥取県米子市安倍97-38
小 酒 浩	鳥取県米子市福市1730-12
佐 古 博 恒	鳥取県米子市加茂町2丁目215
下 山 晶 樹	鳥取県米子市上福原5丁目13-26
武 地 幹 夫	鳥取県米子市旗ヶ崎9丁目27-16
但 馬 啓 子	鳥取県米子市錦海町1丁目10-3
田 辺 嘉 直	鳥取県米子市道笑町4丁目95
谷 本 要	鳥取県米子市榎原1888-3
土 江 秀 明	鳥取県境港市相生町114
富 田 昌 宏	鳥取県西伯郡伯耆町岸本951-79
中 井 一 仁	鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目20-13
永 井 琢 己	鳥取県米子市上後藤1丁目8-26
中 尾 圭 介	鳥取県米子市角盤町1丁目78-3-201
長 田 直 樹	鳥取県米子市上後藤5丁目14-8
中 村 暢 宏	鳥取県米子市上後藤6丁目10-3
野 口 俊 之	鳥取県米子市角盤町4丁目5
濱 副 隆 一	鳥取県米子市富益町5-89
櫃 田 豊	鳥取県米子市旗ヶ崎9丁目17-34
廣 田 裕	鳥取県米子市彦名町80-53
本 田 守	鳥取県米子市八幡703
三 上 真 顯	鳥取県西伯郡南部町法勝寺286-4
村 上 功	鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目23-27
山 本 哲 夫	鳥取県米子市東福原7丁目18-13
脇 田 邦 夫	鳥取県米子市東町447

別表 2（附則 3 関係） この法人の最初の会長、副会長、及び常任理事

役 職 名	氏 名
会 長	野 坂 美 仁
副 会 長	神 鳥 高 世
副 会 長	作 野 嘉 信
副 会 長	飛 田 義 信
常任理事	安 達 敏 明
常任理事	辻 田 哲 朗